

新	旧
<p>(認定手続)</p> <p>21-8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ (省略)</p> <p>口 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知 (イ) 及び(ロ) (省略) (ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号（行政機関の休日）に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義物品のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日から起算して1ヶ月以内を目途として、次により行う。</p> <p>i 「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」、これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。 なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外観から侵害物品を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、<u>侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害物品に係る外装、商品名、記号などが記載された資料により確認を行うとともに、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。</u> ii～iv (省略)</p> <p>(ロ)～(ハ) (省略)</p> <p>亦 (省略)</p> <p>(2) 及び(3) (省略)</p>	<p>(認定手続)</p> <p>21-8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ (同左)</p> <p>口 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知 (イ) 及び(ロ) (同左) (ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号（行政機関の休日）に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、<u>育成者権に係る疑義物品のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</u></p> <p>ハ (同左)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日から起算して1ヶ月以内を目途として、次により行う。</p> <p>i 「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」、これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。 なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外観から真偽を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>ii～iv (同左)</p> <p>(ロ)～(ハ) (同左)</p> <p>亦 (同左)</p> <p>(2) 及び(3) (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21の2-1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続</p> <p>輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 添付書類等</p> <p>(i) 添付が必要な書類等</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 侵害の事実を疎明するための資料等</p> <p>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p> <p>A～D (省略)</p> <p>E 育成者権侵害物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 真正品及び侵害物品のサンプル又は写真</p> <p>b 品種登録簿における特性記録部のうち侵害物品の識別に必要な部分を明示したもの</p> <p>c 外観から侵害物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面（外観から識別できる資料等の提出ができない場合には、侵害物品に係る外装、商品名、記号などを記載した資料）</p> <p>d 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</p> <p>e 侵害物品入手している場合には、そのDNA鑑定書</p> <p>なお、提出されたDNA鑑定書については、農林水産省生産局種苗課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であるとの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p>	<p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21の2-1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続</p> <p>輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 添付書類等</p> <p>(i) 添付が必要な書類等</p> <p>i (同左)</p> <p>ii 侵害の事実を疎明するための資料等</p> <p>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p> <p>A～D (同左)</p> <p>E 育成者権侵害物品については、品種登録簿における特性記録部のうち侵害物品の識別に必要な部分を明示したものの、外観から侵害物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面及び正品のDNA鑑定書（キクの切花等外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）を添付させることとする。この場合において、DNA鑑定書について、農林水産省生産局種苗課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であるとの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
iii及びiv (省略) (d) (省略) 二 (省略) (2) 輸入差止申立ての審査 イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(d)及び(i)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあつたものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提供されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあつたものとして取り扱う。 (1) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 ただし、viに掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。 i～iv (省略) v 識別ポイント vi (省略) なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記21の3-1の(1)の口及び同項の(1)のハの(イ)のiiiによる取扱いが行われる旨を教示することとする。 (d) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報並びに侵害物品と確認できる資料等が添付されていること（上記(1)のハの(イ)のiに規定する税関において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合を除く。）。 (ハ) (省略) 口～二 (省略) (3)～(8) (省略)	iii及びiv (同左) (d) (同左) 二 (同左) (2) 輸入差止申立ての審査 イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(d)及び(i)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあつたものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提供されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあつたものとして取り扱う。 (1) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 ただし、viに掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。 i～iv (同左) v 真偽の識別ポイント vi (同左) なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記21の3-1の(1)の口及び同項の(1)のハの(イ)のiiiによる取扱いが行われる旨を教示することとする。 (d) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本（写しを含む。）及び公報並びに侵害物品と確認できる資料等が添付されていること（上記(1)のハの(イ)のiに規定する税関において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合を除く。）。 (ハ) (同左) 口～二 (同左) (3)～(8) (同左)
(農林水産大臣意見照会手続等) 21の4の2-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。 (1) 法第21条の4の2第1項((農林水産大臣に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、申立人と輸入者の主張が対立し、税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)又は種苗法施行令(平成10年政令第368号)第2条((加工品))に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。 (2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(T-2132)に、	(農林水産大臣意見照会手続等) 21の4の2-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。 (1) 法第21条の4の2第1項((農林水産大臣に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、申立人と輸入者の主張が対立し、税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)とする。 (2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(T-2132)に、

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新

農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)、これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に関し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

(3)～(5) (省略)

農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果及び申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)及びこれら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し及び申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に関し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

(3)～(5) (同左)